

札幌圏設備投資促進補助金

適用地域 札幌圏(札幌市、小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、当別町)

対象業種 製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業

対象施設 対象業種の試験・研究・開発施設、工場、物流施設、データセンター

対象業種のうち、以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設

《食関連分野》
食料品、機能性食品 など

《先端技術分野》
・健康・医療(医薬品、医療機器、バイオなど)
・環境・エネルギー(再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車など)
・その他(ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材 など)

区分	補助要件	限度額	補助内容
札幌市内	重点施設 重点地域 ^[注1]	10億円 <small>※増設・市内移転は5億円</small>	取得固定資産評価額×20% <small>※増設・市内移転は10%</small>
	上記以外	5億円	取得固定資産評価額×10%
札幌市外	重点施設 ・新設(札幌圏内に既存重点施設がないこと) ・設備投資額(土地を除く)3億円以上 ・立地先自治体による設備投資助成が適用されること ・立地先自治体を除く札幌圏内で既存対象施設の廃止・縮小を行わないこと	5億円	取得固定資産税×10% (土地分を除く) <small>※ただし、立地先自治体による設備投資助成相当額(土地分を除く)まで</small>

注1 札幌テクノパーク、札幌ハイテクビル真栄、東雁来第2地区

問合せ先

小樽市産業港湾部企業誘致担当
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 TEL(代表):0134-32-4111 内線256・263 FAX:0134-33-7432 E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL(直通):011-211-2362 FAX:011-218-5130 E-mail:business@city.sapporo.jp



魅力ある街
それは
人の集まるまち

北海道小樽市 産業港湾部企業誘致担当

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号
TEL(代表):0134-32-4111 内線256・263 FAX:0134-33-7432
E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

平成30年9月

企業立地に関する 支援・助成制度のごあんない



北海道小樽市

HOKKAIDO OTARU CITY

小樽市企業立地促進条例

区分	対象となる要件		課税免除内容	
	適用	取得価格	固定資産税等	期間等
新設	市内に新たに工場等を設置する場合において、新たな建物及び償却資産の設置を行うとき。	建物・償却資産 5,000万円超 (土地を除く)	●建物(家屋) ●土地 ●償却資産 ●構築物・建物附属設備・機械及び装置	3年間 100%
	市内に新たに既存の建物(中古)を取得し、当該建物を工場等として設置する場合において、新たな償却資産の設置を行うとき。	償却資産 3,000万円超 (既存部分を除く)	●償却資産 ●機械及び装置	3年間 50%
増設	市内に工場等を設置している者が、当該工場等の敷地である土地において、工場等として建物を増築し、新たな償却資産の設置を行うとき。	建物・償却資産 3,000万円超 (土地を除く) (既存部分を除く)	●建物(家屋) ※増築のみ ●土地 ※増築に伴い新たに取得した分のみ ●償却資産 ●構築物・建物附属設備・機械及び装置	3年間 100%
	市内に工場等を設置している者が、当該工場等の償却資産の拡充又は更新を行うとき。	償却資産 3,000万円超 (既存部分を除く)	●償却資産 ●機械及び装置	3年間 50% <small>※1施設(工場)につき1社1回限り。ただし、取得価格が5億円を超える場合は複数回の利用が可能。</small>

◎工場等とは、製造関連施設、物流関連施設、学術・研究関連施設、情報サービス関連施設、エネルギー関連施設のすることをいいます。

小樽市IT関連企業等誘致促進補助金

適用地域	対象業種	補助要件	補助内容	限度額
小樽市内中心部 (指定地域あり)	デジタルコンテンツ事業、システムインテグレーション事業、デザイン業(Web製作等)アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP)事業、情報提供サービス業、情報処理サービス業、ソフトウェア業、コールセンター業、データセンター業	●小樽市外からの進出企業であること ※ただし、対象業種における操業実績が3年以上の企業に限る ●施設改修費として投資額が500万円以上であること(固定資産税台帳計上資産) ●開設時の常用雇用者(市民)が5人以上であること ※ただし、コールセンター業は10人以上 ●開設時の市民雇用者(常用雇用者に限らず)が全体の50%以上であること	施設改修費 投資額の1/2を助成 施設維持管理費 経費の1/2を助成(選択制)(2年間) 上下水道使用料、通信回線使用料、賃料、電気料金の中から1つを選択 雇用奨励金 常用雇用者(市民)1人につき30万円(1人につき1回限り) ※開設後2年間の採用者まで有効 ◎常用雇用者とは ・市内に住所を有する ・1年以上の常勤雇用 ・年間給与額が106万円以上 ・社会保険、雇用保険加入者 開設前研修費 常用雇用者(市民)1人につき 20万円 採用費、給料、研修費など ただし、人数算定は常用雇用者に限る ※開設前6か月まで有効	1,000万円 500万円/年 1,000万円 500万円

過疎法・地域未来投資促進法に基づく支援措置

根拠法律	適用条件		取得価格	課税免除等の内容
	業種	対象		
過疎地域自立促進特別措置法	製造業、旅館業、農林水産物等販売業	建物及びその付属設備機械及び装置	2,700万円超	○事業税の課税免除(3年間) ○不動産取得税の課税免除
地域未来投資促進法	観光関連、ものづくり関連、物流関連、食料品製造関連、環境・エネルギー	機械・装置等、器具・備品	総投資額 2,000万円以上 <small>※前年度の減価償却費の10%であること</small>	○法人税の軽減 特別償却40% 又は 税額控除4%
		建物・付属設備・構築物	1億円以上 <small>(農林漁業関連は5,000万円以上) ※土地は取得日の翌日から1年以内に建設着手した場合</small>	○法人税の軽減 特別償却20% 又は 税額控除2%
		家屋・土地・建物		○不動産取得税の課税免除

◎小樽市は、地域未来投資促進法に基づく基本計画について国の同意を得ています。これにより、対象業種での工場等の新設を考えている方は、北海道知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を得て、国の同意を受けた上で、地方税の減免、低利融資制度の活用などの支援を受けることができます。

問合せ先

小樽市産業港湾部企業誘致担当

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 TEL(代表):0134-32-4111 内線256・263 FAX:0134-33-7432 E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5324 FAX:011-232-2139

北海道産業振興条例に基づく補助金「企業立地促進費補助金」

平成30年4月1日現在

類型	区分	対象業種	対象地域	新設増設	補助要件・投資額・雇用増	助成内容					
						助成額	限度額	通算限度額			
成長産業分野	A	自動車関連製造業 航空機関連製造業 ^[注3] 高機能素材・複合材料関連製造業 ^[注3]	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 ^[注6]	20億円 同一企業につき			
				増設		投資額の5%	5億円				
				新設		投資額の10%	10億円 ^[注6]				
				増設		投資額の5%	3億円				
				新設		10億円以上 1人以上	投資額の5%		1億円	-	
	I	データセンター事業	新工ネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	新設	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 ^[注5] 20億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき		
					増設		投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円			
					新設増設		2,500万円以上 5人以上	投資額の10% 投資額の5%		3億円	13億円 同一企業につき
					新設		(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	1年間の賃料の2分の1×3年間 (札幌市は1年間)		1,000万円/年	-
					新設増設		10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%		10億円	13億円 同一企業につき
増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円								
発展基盤施設分野	A	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき			
				増設		投資額の5%	3億円				
	I	高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	10億円	投資助成 3億円 同一企業につき			
				増設		投資額の5%	3億円				
				新設増設		2,500万円以上 5人以上 (補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の8%		1億円		
市町村連携促進分野	A	●製造業 ●自然科学研究所 ●高度物流関連事業 ●データセンター事業 ●ソフトウェア業 ●情報処理・提供サービス業 ●コールセンター事業 ●植物工場	特別対策地域 ^[注4]	新設	5,000万円以上 5人以上 (補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の8%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき			
				増設		投資額の4%					

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型2において市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

注2 認定事業者は、一の立地計画ごとに、類型1又は類型2の対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

注3 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限り、(外部審査会による審査で、高い経済波及効果等を認められたもの。)

注4 特別対策地域とは、過疎地域自立促進特別措置法などの地域関係開発法の適用地域です。

注5 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。

注6 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。(右表)

雇用増	自動車関連製造業、航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
	雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円	
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円	
100人以上	15億円			

問合せ先

東京:北海道東京事務所 観光・企業誘致課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館15階

TEL:03-5212-9210 FAX:03-5212-9004

大阪:北海道大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900号大阪駅前第一ビル9階

TEL:06-6344-4151 FAX:06-6344-4126

名古屋:北海道名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1番1号中部日本ビルディング8階

TEL:052-263-1360 FAX:052-252-5145

札幌:北海道経済部産業振興局産業振興課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL:011-204-5324 FAX:011-232-2139

倶知安:北海道後志総合振興局商工労働観光課

〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

TEL:0136-23-1362 FAX:0136-22-0901